

葉山町行政手続条例の一部を改正する条例

葉山町行政手続条例（平成10年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和8年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

行政手続法が改正されることに伴い、同法の趣旨にのっとり、所要の改正を行うため提案するものです。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町行政手続条例の一部を改正する条例

葉山町行政手続条例（平成10年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号及び第13条第1項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該町長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条前段中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題名

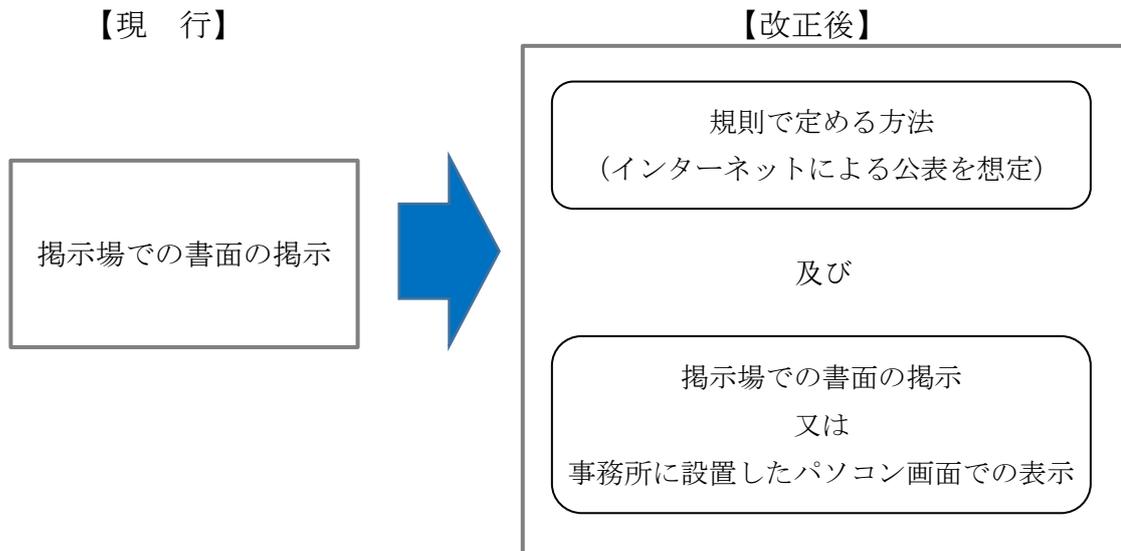
葉山町行政手続条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

行政手続法が改正されることに伴い、同法の趣旨にのっとり、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

行政手続法が改正され、名宛人の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方式について、デジタル技術を活用することが可能になることから所要の改正を行うこととした。



## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。
- (2) この条例による改正後の葉山町行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によることとした。

葉山町行政手続条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町行政手続条例 平成10年6月24日条例第18号</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。)及び行政指導</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって町長等が相当と認めるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____によって行うことができる。_____</p> <hr/> <hr/> <p>—</p>	<p>○葉山町行政手続条例 平成10年6月24日条例第18号</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。)及び行政指導</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって町長等が相当と認めるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該町長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第25条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み_____必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返還して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p>	<p>(新設)</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた_____日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第25条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ_____必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返還して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p>

改正後	改正前
<p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」</u>と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の葉山町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。